

# 厚生労働省における対策

平成28年3月24日



厚生労働省 健康局がん・疾病対策課  
雇用均等・児童家庭局保育課

# アレルギー疾患に関連する主な施策

1. 相談支援・情報提供
2. 普及啓発
3. 研究
4. 診療報酬による評価
5. 保育所におけるアレルギー対策

## 1. 相談支援

### アレルギー相談センター事業

平成28年度予算案  
15,120千円

○アレルギー、リウマチ患者等に対し、専門家、専門医療機関の所在、最新の治療指針等の情報提供を行う。

<https://www.immune.jp/allergy/consults/>

○アレルギー相談員（保健師、看護師等）に対して研修会を実施し、その質の向上を図る。

## 2. 普及啓発

### リウマチ・アレルギー特別対策事業

平成28年度予算案  
5,429千円

○都道府県等における対策を推進するため、アレルギー及びリウマチ疾患に関して正しい知識の普及、かかりつけ医等を対象とした研修会の実施等を行う。

※補助先；都道府県、政令指定都市、中核市、補助率；1／2

### 3. 研究

## 難治性疾患等政策研究事業

(免疫アレルギー疾患等政策研究事業 免疫アレルギー疾患政策研究分野)

平成28年度予算案

38,117千円

H14                      H26                      H27                      H28                      H29                      H30                      H31

### 実態把握

・アレルギー疾患対策に必要とされる疫学調査と、疫学データベースに関する研究

DB作成

疫学調査

### 均てん化

(ガイドラインの開発・普及)

・アトピー性皮膚炎の診療の均てん化のための大規模疫学調査と診療ガイドライン・連携資材の作成

ガイドライン見直し

DB作成

拠点病院ネットワーク構築

### 患者等による自己管理

・(新規)免疫アレルギー疾患に対する食事指導、生活指導等の自己管理手法に関する研究

自己管理法の作成・実施・検証

アレルギー疾患研究を推進し

その成果等を普及・活用・発展させる

分類	採択課題名	開始	終了	
診療の質、 実態調査、 ガイドライン への反映	アレルギー疾患の全年齢にわたる継続的疫学調査体制の確立とそれによるアレルギーマーチの発症・悪化要因のコホート分析に関する研究	25	27	
	アレルギー性気管支肺真菌症の診断・治療指針確立のための調査研究	25	27	
	小児期食物アレルギーの新規管理法の確立に関する研究	27	29	
	生命予後に関わる重篤な食物アレルギーの新規治療法・予防法の開発	27	29	
	アレルギーマーチを阻止する乳児アトピー性皮膚炎早期介入研究	28	30	
	アレルギー性気管支肺真菌症の新・診断基準の検証と新規治療開発	28	30	
	新規分子標的薬による皮膚障害の調査および重症化予防の研究	28	30	
シーズの 開発 (Step 0)	アトピー性皮膚炎発症機序の解明と皮膚バリアケアによる予防法の開発に関する研究	25	27	
	NSAIDs不耐症におけるブレイクスルーを目指した病因・機序の解明、および、NSAIDs誤使用ゼロを目指す具体的対策の実行に関する研究	26	28	
	経皮感作による重篤な小麦アレルギーの病態解明ならびに予防法の確立	26	27	
	免疫療法による花粉症治療の新しい展開を目指した研究	26	28	
	アトピー性皮膚炎の難治性皮膚病変の病態解析と病態に基づいた革新的な核酸医薬外用療法の医師指導型臨床研究	27	29	
	皮膚・腸内微生物叢解析によるアトピー性皮膚炎発症機序の解明	28	30	
	病原性Th2細胞制御による難治性アレルギー性気道炎症の治療法開発	28	30	
	アレルギー疾患の発症・病態に関わる皮膚・腸管の細菌・真菌叢の解析	28	30	
	2型自然リンパ球による気管支喘息の発症機構解明と診断治療法の開発	28	30	
	腸管免疫統合的制御による炎症性腸疾患新規予防・治療戦略研究開発	28	30	
実用化に向けた 治験等 (Step1/2)	重症喘息を対象としたCTLA4-Ig (Abatacept、オレンシア®) の適応拡大をめざした医師主導治験および非臨床研究	25	27	
	IgE抑制を標的とするアレルギー疾患治療薬の臨床研究	25	27	
	表皮を標的としたアトピー性皮膚炎の治療の最適化を目指す新規薬剤の開発	26	28	
	乳幼児喘息に対するフルチカゾン間欠吸入と連日吸入の増悪抑制効果に関する多施設共同二重盲検ランダム化比較試験	26	28	
	COPD合併喘息の新規治療法開発等に関する研究	5	27	29

## 4. 診療報酬による評価(例)

### ①小児食物アレルギー負荷検査 1000点

食物アレルギーが強く疑われる9歳未満の小児に対し、原因抗原の特定、耐性獲得の確認のために、食物負荷検査を実施した場合に12月に2回を限度として算定。

### ②皮内反応検査、鼻アレルギー誘発試験 等

1 21箇所以内の場合(1箇所につき) 16点

2 22箇所以上の場合(一連につき) 350点

### ③皮膚科特定疾患指導管理料Ⅱ 100点 (月に1回)

アトピー性皮膚炎(16歳以上の患者が罹患している場合及び外用療法を必要とする場合に限る。)等に罹患している患者に対して、計画的な医学管理を継続して行い、かつ、療養上必要な指導を行った場合に算定。

### ④喘息治療管理料1 イ 1月目 75点 ロ 2月目以降 25点 (月に1回)

ピークフローメーター、ピークフロー測定日記等を患者に提供し、計画的な治療管理を行った場合に算定。

なお、2011年9月に在宅自己注射指導管理料の対象薬剤としてアドレナリン製剤が追加された。

## 平成28年度診療報酬改定で評価を充実

⑤外来栄養食事指導料 初回 260点 2回目以降 200点 ※1回130点であった評価が引き上げられたもの  
小児食物アレルギー患者(検査の結果、食物アレルギーを持つことが明らかな9歳未満の小児に限る。)であって小児食物アレルギー食を必要とする者等に対して管理栄養士が指導した場合に算定。

### ⑥喘息治療管理料2 280点 (初回) ※新たに評価されることとなったもの

6歳未満の小児患者等であって、吸入ステロイド薬を服用する際に吸入補助具(スプレー)を必要とするものに対して、吸入補助具を用いた服薬指導を行った場合に算定(吸入補助具の費用を含む)。

# 「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」の概要

- 保育所保育指針の改定・告示（平成20年3月公布、平成21年4月施行）  
第5章「健康及び安全」の充実と「保育指針解説書」でのアレルギー対応について明記
- 保育所における質の向上のためのアクションプログラムの策定（平成20年3月）  
（2）子どもの健康及び安全の確保 ①保健衛生面の対応の明確化
- 保育所におけるアレルギー対応にかかわる調査研究  
（平成22年3月（財）こども未来財団）

保育所における  
アレルギー対応  
ガイドライン作成  
（平成23年3月発出）

## ガイドラインの内容の主な項目とポイント

- 保育所におけるアレルギー疾患の実態  
保育所でのアレルギー疾患への対応の現状と課題を記載し、保育所において、保育所・保護者・嘱託医が共通理解の下、アレルギー疾患に対応できるよう「アレルギー疾患生活管理指導表」を提示
- アレルギー疾患各論  
保育所における代表的なアレルギー疾患（気管支喘息、アトピー性皮膚炎、アレルギー性結膜炎、食物アレルギー・アナフィラキシー、アレルギー性鼻炎）について、その原因や治療方法、保育所での生活上の留意点を記載
- 食物アレルギーへの対応  
保育所で特に対応に苦慮している食物アレルギーについては、誤食や除去食の考え方等について詳述。  
また、アナフィラキシーが起こった時の対応について、エピペンの使用を含めた対応方法を明記。

## ガイドラインの活用に向けて

- ガイドラインの周知徹底  
→ 各自治体への周知と併せて、厚生労働省のHPに掲載  
・各保育所へガイドラインが直接届くよう、保育団体にも協力要請  
・さらに、嘱託医への周知を図るため、日本医師会、小児科医会等へ協力要請
- Q&Aの作成  
→ 保育現場でより使いやすいガイドラインとなるよう、あらかじめ想定される質問事項についてQ&Aを作成し周知
- 研修体制の強化  
→ 各保育団体の協力を得て、種々の研修会等で、アレルギーに関する研修を組み込んでいるところ

# 保育所における食物アレルギーへの対応の原則

- 安全・安心な園生活が送れること
- アナフィラキシー症状の発生時の職員の迅速かつ適切な対応
- 職員、保護者、主治医、緊急医療対応機関の十分な連携
- 医師の診断に基づく生活管理指導表による食物除去申請
- 食物除去は完全除去を基本とする
- 家庭で食べたことのない食物は、基本的に保育所では与えない
- 食物アレルギーに対するリスクを考えた取り組みを行う
- 常に最新の、正しい知識を職員全員が共通理解するとともに記録を残す



# 生活管理指導表（表）

<参考様式>

保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表（気管支喘息・アトピー性皮膚炎・アレルギー性結膜炎）

提出日 平成 年 月 日

名前 男・女 平成 年 月 日生（ 歳 ヶ月） 組

この生活管理指導表は保育所の生活において特別な配慮や管理が必要となった場合に限り作成するものです。

	病型・治療		保育所での生活上の留意点		【緊急連絡先】 ★保護者 電話： ★連絡医療機関 医療機関名： 電話：
	気管支喘息 (あり・なし)	<b>A. 重症度分類</b> (治療内容を考慮した)	<b>C. 急性発作治療薬</b>	<b>A. 寝具に関する留意点</b>	
<b>B. 長期管理薬</b>		<b>D. 急性発作時の対応</b> (自由記載)	<b>B. 食物に関する留意点</b>		
アトピー性皮膚炎 (あり・なし)	<b>病型・治療</b>		<b>保育所での生活上の留意点</b>		記載日 年 月 日 医師名 医療機関名
	<b>A. 重症度のめやす</b> (厚生労働科学研究班)	<b>B-1. 常用する外用薬</b>	<b>B-2. 常用する内服薬</b>	<b>C. 食物アレルギーの合併</b>	
アレルギー性結膜炎 (あり・なし)	<b>病型・治療</b>		<b>保育所での生活上の留意点</b>		記載日 年 月 日 医師名 医療機関名
	<b>A. 病型</b>	<b>B. 治療</b>	<b>A. プール指導</b>	<b>B. 屋外活動</b>	

この生活管理指導表は、地域独自の取り組みや現場からの意見を踏まえ、今後改善していくことを考えております。

# 生活管理指導表（裏）

名前 \_\_\_\_\_ 男・女 平成 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日生（ \_\_\_\_ 歳 \_\_\_\_ ヶ月） \_\_\_\_\_ 組

この生活管理指導表は保育所の生活において特別な配慮や管理が必要となった場合に限って作成するものです。

病型・治療		保育所での生活上の留意点		【緊急連絡先】	★保護者 電話:		
アナフィラキシー（あり・なし） 食物アレルギー（あり・なし）	A. 食物アレルギー病型（食物アレルギーありの場合のみ記載）	A. 給食・離乳食			記載日	★連絡医療機関 医療機関名:  電話:	
	B. アナフィラキシー病型（アナフィラキシーの既往ありの場合のみ記載）	B. アレルギー用調整粉乳					年 月 日
	C. 原因食物・除去根拠	C. 食物・食材を扱う活動					医師名
	D. 緊急時に備えた処方薬	D. 除去食品で摂取不可能なもの		医療機関名			
E. その他の配慮・管理事項		E. その他の配慮・管理事項		記載日	年 月 日		
病型・治療		保育所での生活上の留意点		記載日	年 月 日		
A. 病型	A. 屋外活動		医師名		医療機関名		
B. 治療	B. その他の配慮・管理事項（自由記載）						

**【除去根拠】** 該当するもの全てを《 》内に番号を記載  
 ①明らかな症状の既往  
 ②食物負荷試験陽性  
 ③IgE抗体等検査結果陽性  
 ④未摂取